

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
44	子ども医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は、子ども医療費助成事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

子ども医療費助成事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大阪府堺市長

公表日

令和7年12月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	子ども医療費助成に関する事務
②事務の概要	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び堺市子ども医療費助成条例（平成5年条例第22号）に基づき、以下の事務を行う。 1 子ども医療費助成の受給者資格に関する事務 ・資格取得及び喪失、死亡に関する届出、氏名及び住所、医療保険の変更に関する届出等の受理、及び医療証、通知書の交付を行う。 2 子ども医療費助成受給者の給付に関する事務 ・支給申請に基づき、審査、支給決定、支払を行う。 ・レセプト情報の管理及び資格チェックを行い、過誤処理を行う。 ＜Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民はマイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	子ども医療費助成システム、共通基盤システム、統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、保険年金共通システム、子ども医療費助成システム(ガバメントクラウド移行後) Public Medical Hub(PMH)

2. 特定個人情報ファイル名

子ども医療費助成情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	①番号法第9条第2項 ②堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第57号）別表第1の5の項 ③番号法第19条6号
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	①番号法第19条第9号

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉局 長寿社会部 医療年金課
②所属長の役職名	医療年金課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	堺市 市長公室 広報戦略部 市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-228-7439
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	堺市 健康福祉局 長寿社会部 医療年金課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-228-7375
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクについて次のような対策を講じている。 ・ 局面ごとの複数人による確認 ・ 人為的ミスを防止するチェック項目を定めた事務処理手順の取扱担当者間の共有 ・ インシデントが発生した際の原因と今後の対策の取扱担当者間の共有	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [○] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月31日	3 法令上の根拠	番号法第9条第2項	①番号法第9条第2項 ②堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第57号。以下「マイナンバー条例」という。)別表第1の5の項	事後	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に伴う修正
平成28年10月31日	4 ②法令上の根拠	番号法第19条第14号	①番号法第19条第8号 ②マイナンバー条例別表第2の5の項	事後	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行に伴う修正
平成28年10月31日	5 ②所属長	高寄 直人	米村 かおる	事後	
平成28年10月31日	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	2015/3/31	2016/4/1	事後	
平成28年10月31日	Ⅱ 2 いつ時点の計数か	2015/3/31	2016/4/1	事後	
平成29年4月30日	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成29年4月30日	Ⅱ 2 いつ時点の計数か	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	2017/4/1	2018/4/1	事後	
平成30年4月1日	Ⅱ 2 いつ時点の計数か	2017/4/1	2018/4/1	事後	
平成30年8月27日	5 ②所属長	米村 かおる	医療年金課長	事後	様式変更に伴う所要の変更
平成31年4月1日	Ⅱ 1 いつの時点計数か	2018/4/1	2019/4/1	事後	
平成31年4月1日	Ⅱ 2 いつの時点計数か	2018/4/1	2019/4/1	事後	
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策			事後	様式変更に伴う項目の新設
令和3年4月1日	4 ②法令上の根拠 ①	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に關江売る条例の施行に伴う修正
令和3年4月1日	5 ①部署	健康福祉局 生活福祉部 医療年金課	健康福祉局 長寿社会部 医療年金課	事後	組織変更に伴う課名変更
令和3年4月1日	8 連絡先	堺市 健康福祉局 生活福祉部 医療年金課	堺市 健康福祉局 長寿社会部 医療年金課	事後	組織変更に伴う課名変更
令和3年4月1日	Ⅱ 1 いつの時点計数か	2019/4/1	2021/4/1	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ 2 いつの時点計数か	2019/4/1	2021/4/1	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	堺市 市長公室 広報部 市政情報課	堺市 市長公室 広報戦略部 市政情報課	事後	
令和7年6月20日	I 関連情報 3. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	(新規)	「子ども医療費助成システム(ガバメントクラウド移行後)」を追加	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う記載の修正、追記
令和7年6月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	①番号法第9条第2項 ②堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第57号。以下「マイナンバー条例」という。)別表第1の5の項	①番号法第9条第2項 ②堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第57号)別表第1の5の項	事後	記載事項の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	①番号法第19条第9号 ②マイナンバー条例別表第2の5の項	①番号法第19条第9号	事後	記載事項の修正
令和7年6月20日	II 1 いつの時点計数か	令和3年4月1日	令和7年4月1日	事後	
令和7年6月20日	II 2 いつの時点計数か	令和3年4月1日	令和7年4月1日	事後	
令和7年6月20日	IV 8 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	(新設)	十分である	事後	新様式への変更に伴う項目の追加
令和7年6月20日	IV 8 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	(新設)	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクについて次のような対策を講じている。 ・局面ごとの複数人による確認 ・人為的ミスを防止するチェック項目を定めた事務処理手順の取扱担当者間の共有 ・インシデントが発生した際の原因と今後の対策の取扱担当者間の共有	事後	新様式への変更に伴う項目の追加
令和7年6月20日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新設)	[○] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	新様式への変更に伴う項目の追加
令和7年12月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	(追加)	<Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務> ・情報連携のため、本市区町村は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民はマイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	
令和7年12月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②システムの名称	(追加)	Public Medical Hub(PMH)	事前	
令和7年12月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	(追加)	③番号法第19条6号	事前	